

【別紙 1】

お子様（児童・生徒）

状 況	対 処	対 応
[A] 発熱など風邪症状がみられる場合	かぜ、ぜんそく等の診断	完治後に登校可（「病欠」として欠席扱い）
	PCR 検査等を受ける	【陰性】であれば登校可 【陽性】であれば 10 日間 の自宅待機
[B] 濃厚接触者になった場合（学校や保健所等から指示があります）	PCR 検査等を受ける	【陰性】7 日間の自宅待機（※1） 【陽性】無症状であれば陽性判明後7 日間の自宅待機（※1）
	PCR 検査等を受けない（無症状）	7 日間の自宅待機（※1）
[C] 念の為に検査を受けることになった場合	団体の責任者や、医師等の判断で PCR 検査等を受ける	【陰性】登校可
		【陽性】7 日間の自宅待機（※1）

※各自宅待機等の期間につきましては、医療機関や保健所の指示を受け、学校へご連絡ください。

※参考：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの令和4年1月15日付け事務連絡（令和4年1月28日一部改正）「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合対応について」他。

ご家族（同居している親族等）

状 況	対 処	対 応
[D] 発熱など風邪症状がみられる場合	かぜ、ぜんそく等の診断が出た	お子様は登校可
	PCR 検査等を受ける	【陰性】お子様は登校可 【陽性】お子様は濃厚接触者となります（[B]へ）
[E] 濃厚接触者になった場合（保健所等から指示があります）	PCR 検査等を受ける	【陰性】無症状の場合、お子様は登校可 【陽性】お子様は濃厚接触者となります（[B]へ）
	PCR 検査等を受けない場合（無症状の場合検査をしないケースが増えています）	ご家族が無症状の場合、お子様は登校可
[F] 念の為に検査を受けることになった場合	PCR 検査等を受ける	【陰性】登校可
		【陽性】お子様は濃厚接触者となります（[B]へ）

■7 日間の自宅待機のあり方（※1） “10 日間の自宅待機”につきましても以下を参考にしてください。

- ・ 陽性となった方が自宅療養の場合は「陽性判明日」を基準にします。
（例）2月1日に母の陽性が判明 → 2月8日まで自宅待機 → 2月9日から登校可
- ・ 陽性となった方がホテル療養や入院する場合は「最終接触日」を基準にします。
（例）2月1日に同居の兄の陽性が判明 → 2月2日に兄が入院
→ 2月9日まで自宅待機 → 2月10日から登校可